

2. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

(1) 特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案

(基本的考え方)

- 現在、特定入所者介護（予防）サービス費（以下「補足給付」という。）受給者の利用者負担段階区分のうち、第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しているが、負担の公平化という観点から、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も含めて判定することとする。

(具体的な判定方法)

- 非課税年金情報は、特別徴収の仕組みと同様に、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を經由して年金保険者から各市町村へ情報提供が行われることとなる。当該情報を用いて、補足給付の利用者負担段階の判定を行われたい。
- 補足給付の利用者負担段階判定に当たり非課税年金を勘案することについては、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部を改正する件（別紙1参照）、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（別紙2参照）により法令上措置される予定である。また、非課税年金情報の情報提供の仕組みについては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（別紙3参照）により新設された介護保険法施行規則第165条の4の2で規定される予定である。（別紙1～3については、近日中に公布予定の案。平成28年8月1日施行予定。）
- その他、非課税年金勘案に係る事務処理等については、法令の公布とあわせて発出予定の特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（平成27年10月23日事務連絡）の改訂版を参照されたい。

(対象となる非課税年金)

○ 勘案する年金としては、

- ・国民年金法による遺族基礎年金・障害基礎年金
- ・厚生年金保険法による遺族厚生年金・障害厚生年金
- ・共済各法による遺族共済年金・障害共済年金

等であり、詳細は介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金（別紙4（近日中に公布予定の案）参照。平成28年8月1日施行予定。）において告示される予定である。

(2) 金融機関本店等に対する一括照会について

- 平成27年8月1日から補足給付の支給に当たり資産等を勘案することとされたことに伴い、各保険者において「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成27年3月31日付老介発第0331第3号。以下「課長通知」という。）及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成27年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「事務連絡」という。）に基づき、対象者の預貯金について、必要に応じて各金融機関の本店等に照会いただいているところである。今般、金融機関本店等に対する一括照会の対象として、平成28年4月1日より新たに労働金庫を追加することとした。
- 労働金庫については、各地域において照会先が異なるため、次ページにお示した区分に基づき、各保険者が該当する区分の照会先に対して照会することとする。
- 労働金庫に対する本店等一括照会の実施方法や留意点については、課長通知及び事務連絡においてお示したものと同様の取扱いとする。

労働金庫本店等一括照会先

コード	名称	担当部門・部署	郵便番号	住所	電話番号	取扱地区
2951	北海道労働金庫	業務センター	001-0907	北海道札幌市北区新琴似7条2丁目2-18	011-764-2172	北海道
2954	東北労働金庫	業務部 事務集中課	980-8661	宮城県仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル	022-723-1131	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
2963	中央労働金庫	業務集中センター外部照会部門	222-8515	神奈川県横浜市港北区新横浜2-19-17	045-476-7520	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
2965	新潟県労働金庫	事務集中部	950-2044	新潟県新潟市西区坂井砂山3-6-66 事務集中センター2階	025-260-9110	新潟県
2966	長野県労働金庫	集中業務部集中事務セクション	380-8611	長野県長野市県町523	026-237-3788	長野県
2968	静岡県労働金庫	事務集中グループ履歴	420-0044	静岡県静岡市葵区西門町1番20号	054-205-7718	静岡県
2970	北陸労働金庫	業務部	920-8614	石川県金沢市直江町イ-27	076-237-8336	富山県 石川県 福井県
2972	東海労働金庫	集中事務センター	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄1丁目7番12号別館5階	052-243-8892	岐阜県 愛知県 三重県
2978	近畿労働金庫	業務統括部（集中事務）	550-8538	大阪府大阪市西区江戸堀1-12-1	06-6449-0522	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
2984	中国労働金庫	集中事務センター	720-0825	広島県福山市沖野上町5-17-18	084-973-5411	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
2987	四国労働金庫	業務統括部	760-0011	香川県高松市浜ノ町72番3号	087-811-8002	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
2990	九州労働金庫	業務集中センター福岡	810-8509	福岡県福岡市中央区大手門3-3-3	092-714-7061	福岡県
		業務集中センター佐賀	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3-13-8	0952-32-1236	佐賀県
		業務集中センター長崎	852-8108	長崎県長崎市川口町4-17	095-840-0008	長崎県
		業務集中センター熊本	862-0941	熊本県熊本市中央区出水1-1-13	096-366-7116	熊本県
		業務集中センター大分	870-0036	大分県大分市寿町1-3	097-536-2352	大分県
		業務集中センター宮崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町3-9	0985-26-9213	宮崎県
		業務集中センター鹿児島	892-8533	鹿児島県鹿児島市山之口町5-2	099-225-2234	鹿児島県
2997	沖縄県労働金庫	業務統括部 事務集中課	900-0029	沖縄県那覇市旭町1番地9	098-861-5365	沖縄県

(※1)九州地方においては、県ごとに照会先が異なることに留意する。なお、九州労働金庫の各業務集中センターでは、九州労働金庫内全ての顧客照会及び一括照会に対する回答が行われる。
(※2)一括照会回答後の追加照会についても、上記と同じ連絡先に照会することとする。

(3) サービス付き高齢者向け住宅の有料老人ホームへの該当要件について

- 医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正で、平成 27 年 4 月 1 日より、有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象となったところである。
- 老人福祉法上の有料老人ホームの定義は、①老人を入居させ、②介護サービス等（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）を提供するものをいい、②介護サービス等の提供については、将来においてサービス提供を約束する場合も、有料老人ホームの定義に含まれている。サービス付き高齢者向け住宅に入居する者は、老後の安心を得るため、自立のうちから早めに入居することもあり、介護サービス等を将来において提供することを利用者として取り決めて入居させる場合にも、当該サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当し、住所地特例の対象となる。

今般、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）において、以下のとおり示されたことを受け、改めて上記について周知するので、各都道府県、関係市町村におかれては、適切に取り扱われたい。

【平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）（抄）】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(19) 介護保険法(平9法 123)

(i)・(ii) (略)

(iii) 必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平13 法26）5条1項に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供する高齢者向けの賃貸住宅）については、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当（老人福祉法（昭38法133）29 条1項）し、住所地特例の適用対象となることが可能（13 条1項）であることを、地方公共団体に平成27 年度中に周知する。

(iv) (略)

(届出等)

第29条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。))の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七 (略)

2～12 (略)

(4) 高額介護サービス費の申請勧奨等について

(高額介護サービスの申請勧奨について)

- 高額介護サービス費については、これまでも制度に関する周知や、該当被保険者への支給申請の勧奨の実施、支給申請手続きの負担軽減のため申請は初回のみとし、受け取り方法としては被保険者が指定する口座へ振り込みを行うなど各保険者において適切に対応いただいていると承知している。
- 平成27年8月1日より一定以上所得のある方については利用者負担が2割となったことも受け、高額介護サービス費の受給対象者が増加すると考えられること等から、各保険者においては、これまでお示ししてきた申請勧奨等の取組を着実に実施すると共に、申請漏れを防止する観点から、ケアマネジャー等に対し同制度の周知を行う等これまで以上にきめ細やかな対応を行われたい。また、下記のとおり、被保険者の手続きをまとめたので、参考とされたい。
- なお、今後、各保険者における高額介護サービス費の申請勧奨の実施状況等について、例年実施している介護保険事務調査の機会等を通じて状況把握することを考えているため、実施の際は御協力をお願いする。

高額介護サービス費の支給について

	現物給付	現金給付（償還払い）
概要	<p>施設等入所者について利用者負担上限額を超えた部分について、被保険者から個別の施設等に対する受領委任を認めることにより現物給付を実施</p> <p>（平成 26 年 4 月時点 198 保険者：介護保険事務調査）</p>	<p>利用者負担上限額を超えた利用者負担分について、現金支給を実施</p>
申請手続	<p>施設介護サービス等を利用し、高額介護サービス費の支給が見込まれる利用者は、各保険者が要綱等で定める高額介護サービス費受領委任払承認及び支給申請書を保険者へ申請</p>	<p>【申請勧奨】ホームページやパンフレット等での制度周知や、対象者に対する申請書の送付等の申請勧奨の取組を実施</p> <p>【自動口座振込】高額介護サービス費の受け取りについて、初回申請時に口座を指定することにより、継続的に口座へ振り込みを実施</p>

※ 国から保険者への依頼

- ・制度の不知等による申請漏れを防止する観点から、被保険者への支給申請の勧奨を行い、円滑な制度施行を図らねたい旨を説明(全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料（平成 17 年 9 月 7 日開催）)
- ・支給に係る申請手続の負担軽減のため、申請は初回のみで、指定する口座へ振込等適切に対応するよう通知を发出（平成 17 年 9 月 8 日老介発第 0908001 号）
- ・高額介護サービス費の負担限度額の見直しに係る事務処理の取扱いについて通知を发出（平成 27 年 7 月 13 日老介発 0713 第 1 号）

（生活困窮者自立支援制度における申請援助について）

- また、生活困窮者自立支援制度における各種支援制度の活用について（平成 28 年 2 月 22 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡。別紙 5 参照。）が都道府県等の生活困窮者自立支援制度担当部局宛てに发出されたところであり、当該事務連絡の 1（2）に基づき、今後、生活困窮者自立支援の一環として、自立相談支援機関（生活困窮者の

相談を受ける機関)が相談者に対して高額介護サービス費の制度について説明し、相談者の状況に応じて介護保険担当に確認しつつ申請援助をすること等が今後想定される。関係部局から問い合わせ等があった場合には、御協力をお願いする。

(高額介護サービス費の判定)

○ 従来から、各保険者におかれては適切に高額介護サービス費の判定を行っていただいていると承知しているが、改めて以下のとおり周知する。

① 世帯構成の変更等に伴う随時の判定

- ・ 被保険者の転入・転出・転居・死亡・65歳到達等に係る住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、世帯構成の変更の事実を把握することが必要となる。
 - ・ 高額介護サービス費の負担限度額の適用については、サービスの利用月ごとに、それぞれの月の初日における世帯状況及び所得状況により判断する運用とされている。すなわち、世帯構成の変更に伴い自己負担限度額も変更となる場合には、当該世帯構成の変更の事実が生じた月の翌月サービス分から、変更後の自己負担限度額が適用される。
 - ・ この場合、事実を把握した時点で速やかに再判定を行うとともに、既に変更前の負担限度額を基に支給されている過去分の高額介護サービス費については、変更後の負担限度額に基づいて計算した高額介護サービス費との差額を被保険者との間で調整する必要がある。基本的には、世帯構成の変更に伴う新たな負担限度額の本来の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。
 - ・ 遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、
 - ・ 介護保険法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
 - ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度
- として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、サービスを受けた日の属する月の翌月初日から進行するものとして取り扱う。

② 所得更正に伴う随時の判定

- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合には、速やかに再判定を行うとともに、所得に基づく定期的な判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に徴収された利用者負担額を過誤調整することとなる。
- ・ 消滅時効は上記と同様である。

○ なお、いずれの事情の変更が生じた場合であっても、システム対応により再計算が可能な機能を有していると承知しているため、当該機能を活用し、引き続き適正な処理に努められたい。

(5) 第三者行為求償について

(第三者行為求償について)

○ 第三者の不法行為（交通事故等）により保険給付を行ったときは、保険者はその給付の価額の限度において損害賠償請求権を取得する（介護保険法第21条第1項）。これにより、第三者の不法行為による保険財政への損害が避けられるとともに、関係者間の負担の公平が担保されるという機能が果たされているところである。

第三者行為求償等の事務については、平成14年6月14日付事務連絡「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るQ&Aについて」を发出しており、第三者行為の事例の発見方法としては、以下のような方法を示しているところである。

- ① 被保険者からの申し出、要介護認定申請時等における聞き取り
- ② 医療保険者からの連絡
- ③ 損害保険会社からの連絡
- ④ 介護事業者等からの連絡

(第三者行為求償の取組強化について)

○ 今般、保険者における第三者行為求償の取組強化の観点から、以下の見直しを行う予定である。各保険者においては、介護保険事業の健全な運営を確保するために、これらによる事例の発見に努めつつ、第三者行為求償の取組を強化されたい。

- ・ 本人からの届出の義務化（今年度中に第三者行為により保険給付を受けることとなっ

た旨の届出の義務規定を医療保険と同様に法令上に整備し、平成28年4月に施行する予定。)

- ・ 要介護認定に係る主治医意見書の特記事項欄に事故の場合はその旨を記載（「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成21年9月30日老老発第093002号厚生労働省老健局老人保健課長通知）の改正を予定している。）（※1）
- ・ 医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう、平成28年度予算にてシステム改修費を計上（※2）（予算額については、「参考資料6 平成28年度システム改修事業について」の③を参照）

※1 主治医意見書への記載は、あくまでも主治医に対する協力依頼であること、医療保険側の情報が必ずしも介護保険においても該当するとは限らないことを踏まえ、各保険者においては、こうした取組を端緒として第三者行為が疑われる被保険者に対しては、本人等からの届出を促す必要があることに留意し、適切に対応頂きたい。

※2 国保連合会が、医療保険と介護保険の第三者行為求償の対象者に係る情報をそれぞれ相互に活用することについては、個人情報保護の観点からは問題ないと判断している。

- また、保険者は損害賠償請求の徴収・収納の事務を国保連合会に委託することが出来る（介護保険法第21条第3項）。今後、国保中央会において、第三者行為求償事務マニュアルの作成なども検討しているとのことであるので、国保連合会の活用も視野に第三者行為求償の取組強化について検討されたい。

(6) 介護保険制度における所得指標の見直しについて

(基本的考え方)

- 被災地における防災集団移転促進事業や土地収用により土地の売却等を行った場合、譲渡所得が収入に計上され、介護保険料や利用者負担段階の上昇が生じている。

○ 土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、補足給付の制度の中に土地の売却収入等を所得とみなさない配慮を組み込むことができるよう、所得指標を見直すことについて、第55回社会保障審議会介護保険部会（平成28年2月17日開催）において議論いただいた。当該部会において、保険料・自己負担割合・高額介護（予防）サービス費・補足給付の判定の中で「合計所得金額」としている基準について、「合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額」と改正する方針を進めていくこととなったところである。

○ 具体的に改正される事項等については、「参考資料3 介護保険制度における所得指標の見直しについて」を参照されたい。

（補足給付の特例減額措置について）

○ 特例減額措置については、手作業で判定が行われている実態から、システム改修が必ずしも必要ないものと考えられるため、平成28年8月1日から見直し後の所得指標を適用することとする。この場合、税部局から長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額（又は特別控除を適用する前後の長期譲渡所得・短期譲渡所得の額）を情報提供してもらい、特例減額措置対象者の判定を行うこととする。なお、担当部局間での税情報の授受については、必要な場合には官公署や本人に情報の提供を求めることができることが法定されていることを踏まえ（介護保険法第202条、第203条）、守秘義務上、支障をきたさないよう、今後、対象となる税情報を政令で特定することを予定しており、政令の改正に際し、総務省自治税務局に確認を行うこととしている。

（保険料について）

○ 保険料については、原則平成30年4月1日施行とするが、被災地等で順次集団防災移転が進むことを踏まえ、自治体の判断で平成29年4月1日施行とすることも可能とする。この場合、公費による低所得者の1号保険料軽減の完全実施を踏まえた条例改正とあわせて行うことも可能である。ただし、これらの場合において、第6期期間中に基準額を変更することのないよう留意されたい。

- また、介護保険法第146条に基づき、既に条例で土地収用等の場合に保険料を減免することとしている場合には、新しい所得指標を導入する際に条例の整備を行われたい。
- 保険料等の判定に当たり、新たに特別控除額を税部局から取得し、判定に組み込むことが必要となる。このためのシステム改修経費を計上しているため、活用されたい。(予算額については、「参考資料6 平成28年度システム改修事業について」の②を参照)
- 税情報として新たに長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を入手することに伴い、税側システムの改修が必要となる場合があるので、市町村税部局と適宜調整のうえ、早ければ平成29年度の保険料判定作業に支障のないよう適切に対応していただきたい。
- なお、今般の見直しに合わせて、所得指標のうち、「公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額」の算定についても見直しを行うことを予定している。税制度上、1月1日現在で64歳の者が前年に受給した年金の公的年金等控除額は70万円(公的年金等の収入金額の合計額が130万円以下の場合)であることから、例えば、保険料段階第1～5段階の判定に用いられている「公的年金等の収入金額+合計所得金額」の算定において、1月1日時点で64歳であり年の途中で65歳になった者の年金収入が70万円超ある場合には、「年金収入」と「合計所得金額」の部分で同じ年金収入が二重に計上されていることとなり、1月1日現在で65歳以上である者との間で差異が生じている。
- このため、「公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額」とされている指標について、当該合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)を除いて計算することとする。
- 見直しの対象となる制度(所得段階)は、以下のとおりであり、それぞれ所得指標の見直しの施行時期にあわせて施行する予定である。施行時期は次ページを参照されたい。
 - ・保険料の第1～5段階
 - ・高額介護サービス費の第2段階
 - ・補足給付の第2段階

(施行スケジュール)

※ 当該資料は、所得指標の見直しに伴い変更となる手続きのみを取り上げたものである。

	市町村			国
	保険料	負担割合・ 高額介護サー ビス費	補足給付	
平成 28年 4～ 6月	29年度から 施行する場合		平成28年度分補 足給付の申請勸 奨・段階判定（新 指標は用いるの は特例減額措置 の判定に限る。）	補足給付の特例減額措置 に係る改正省令公布 <u>（平成28年8月1日施行）</u>
7～ 9月	シス テム 改修			保険料に係る政令改正（ <u>平 成29年4月1日（平成30 年8月1日施行）</u> ）、 条例参考例の提示
10～ 12月				
平成 29年 1～ 3月		条例改正 議会手続き		
4～ 6月	30年度から 施行する場合			
7～ 9月	シス テム 改修		システム 改修	
10～ 12月				
平成 30年 1～ 3月		条例改正 議会手続き		
4～ 6月			平成30年度分 申請勸奨・段階判定	
7～ 9月				

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部を改正する件【平成二十八年八月一日施行（予定）】
 ※ 今後の条文審査等の過程で変更があり得るものである。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
四	一～三 （略）	一～三 （略）	額
	区 分	区 分	
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	
施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。） <u>及び</u> 特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介		施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。） <u>及び</u> 特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介	
護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をい、その額が零を下回る場合には、零とする。） <u>及び</u> 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護		護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をい、その額が零を下回る場合には、零とする。） <u>及び</u> 当該特定介護サービス又は特定介護	
予防サービスを受ける日の属する月の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの		護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの	

五	（略）	（略）
六～八	（略）	（略）

五	（略）	（略）
六～八	（略）	（略）

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件【平成二十八年八月一日施行（予定）】
 ※ 今後の条文審査等の過程で変更があり得るものである。

（傍線の部分は改正部分）

改正		現行	
案	案	案	案
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>		<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	
所得の区分	居室等の区分	所得の区分	居室等の区分
一	(略)	一	(略)
二	(略)	二	(略)
イ	ユニット型個室	イ	ユニット型個室
五	ユニット型準個室	五	ユニット型準個室
一	従来型個室（特養等）	一	従来型個室（特養等）
二	従来型個室（老健・療養等）	二	従来型個室（老健・療養等）
三	多床室（特養等）	三	多床室（特養等）
四	多床室（老健・療養等）	四	多床室（老健・療養等）
額	額	額	額
一日につき八百二十円	一日につき八百二十円	一日につき八百二十円	一日につき八百二十円
一日につき四百九十円	一日につき四百九十円	一日につき四百九十円	一日につき四百九十円
一日につき四百二十円	一日につき四百二十円	一日につき四百二十円	一日につき四百二十円
一日につき三百七十円	一日につき三百七十円	一日につき三百七十円	一日につき三百七十円

<p>ら七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する月の属する月が一月から七月までの場合</p>		<p>ら七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該特定介護サービス又は特定介護サービスを受ける日の属する月の属する月が一月から七月までの場合</p>	
--	--	--	--

三	<p>合にあつては、前々年)の法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(一の項口に掲げる者を除く)。</p>
(略)	
(略)	
三	<p>ない状態となるもの(一の項口に掲げる者を除く)。</p>
(略)	
(略)	

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令【平成二十八年八月一日施行（予定）】
 ※ 今後の条文審査等の過程で変更があり得るものである。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（年金保険者の市町村に対する通知） 第百六十五条の四の二 年金保険者は、毎年五月三十一日までに、当該年の一月一日現在において市町村の区域内に住所を有する者であつて四十歳以上のものの次に掲げる事項を、その者が当該年の四月一日現在において住所を有する市町村（法第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であつて、かつ、特別徴収の方法によつて保険料を徴収されている者であるときは、当該他の市町村とする。次項から第十三項までにおいて同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>一 氏名、住所、性別及び生年月日</p> <p>二 当該者が支払を受けた全ての法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金たる給付（以下「非課税年金給付」という。）の種類及びその支払を行った年金保険者の名称並びに当該年の前年中の各非課税年金給付の支払額の総額</p> <p>2] 年金保険者は、毎年七月十日までに、当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに次の各号のいずれかに該当するに至つた者の前項第一号に掲げる事項及び当該各号に定める事項を、その者が当該年の五月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 当該年の前年以前三年内に年金保険者から非課税年金給付の支払を受けることとなつた、当該年の一月一日現在において四十二歳以上である者 当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに当該年の前年以前三年内に支払を受けることとされた</p>	<p>（新設）</p>

<p>全ての非課税年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称並びに各非課税年金給付の支払額の総額</p> <p>二 当該年の前年以前二年内に年金保険者から非課税年金給付の支払を受けることとなつた、当該年の一月一日現在において四十一歳である者 当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに当該年の前年以前二年内に支払を受けることとされた全ての非課税年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称並びに各非課税年金給付の支払額の総額</p> <p>三 当該年の前年に年金保険者から非課税年金給付の支払を受けることとなつた、当該年の一月一日現在において四十歳である者 当該年の四月二日から五月一日までの間に新たに当該年の前年に支払を受けることとされた全ての非課税年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称並びに各非課税年金給付の支払額の総額</p> <p>四 前項の規定に基づき通知した同項第二号の支払額の総額又は第一号から第三号までのいずれかの規定に基づき通知した支払額の総額（当該年の前年以前三年内に支払を受けることとなつたものに限る。）に、当該年の四月二日から五月一日までの間に改定があつた者 改定後の前項第二号に定める事項又は改定後の第一号から第三号までのいずれかに定める事項</p> <p>3] 年金保険者は、毎年八月十日までに、当該年の五月二日から六月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、前項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「五月二日から六月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び前項各号に定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。</p> <p>4] 年金保険者は、毎年九月十日までに、当該年の六月二日から七月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者（この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあ</p>
--

るのは、「六月二日から七月一日」と読み替えるものとする。()
の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、そ
の者が当該年の七月一日現在において住所を有する市町村に通知
しなければならない。

5] 年金保険者は、毎年十月十日までに、当該年の七月二日から八
月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者()
この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあ
るのは、「七月二日から八月一日」と読み替えるものとする。()
の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、そ
の者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知
しなければならない。

6] 年金保険者は、毎年十一月十日までに、当該年の八月二日から
九月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者
(この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」と
あるのは、「八月二日から九月一日」と読み替えるものとする。)
の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、
その者が当該年の九月一日現在において住所を有する市町村に通
知しなければならない。

7] 年金保険者は、毎年十二月十日までに、当該年の九月二日から
十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者
(この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」と
あるのは、「九月二日から十月一日」と読み替えるものとする。)
の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、
その者が当該年の十月一日現在において住所を有する市町村に通
知しなければならない。

8] 年金保険者は、毎年一月十日までに、当該年の十月二日
から十一月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至
った者(この場合において、第二項各号中「当該年の四月二日か
ら五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十月二日から十一月
一日」と読み替えるものとする。)の第一項第一号に掲げる事項

及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の前年の十一月
一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない
。

9] 年金保険者は、毎年二月十日までに、当該年の前年の十一月二
日から十二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに
至った者(この場合において、第二項各号中「当該年の四月二日
から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十一月二日から十
二月一日」と読み替えるものとする。)の第一項第一号に掲げる
事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の前年の十
二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければなら
ない。

10] 年金保険者は、毎年三月十日までに、当該年の前年の十二月二
日から当該年の一月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当
するに至った者(この場合において、第二項各号中「当該年の四
月二日から五月一日」とあるのは、「当該年の前年の十二月二日
から当該年の一月一日」と読み替えるものとする。)の第一項第
一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該
年の一月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければ
ならない。

11] 年金保険者は、毎年四月十日までに、当該年の一月二日から二
月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者()
この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあ
るのは、「一月二日から二月一日」と読み替えるものとする。()
の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、そ
の者が当該年の二月一日現在において住所を有する市町村に通知
しなければならない。

12] 年金保険者は、毎年五月十日までに、当該年の二月二日から三
月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者()
この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあ
るのは、「二月二日から三月一日」と読み替えるものとする。()

の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の三月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

13] 年金保険者は、毎年六月十日までに、当該年の三月二日から四月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（この場合において、第二項各号中「四月二日から五月一日」とあるのは、「三月二日から四月一日」と読み替えるものとする。）の第一項第一号に掲げる事項及び第二項各号に定める事項を、その者が当該年の四月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

14] 年金保険者（地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項において同じ。）を除く。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び国民健康保険団体連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを經由して当該通知を行うものとする。

15] 地方公務員共済組合は、第一項から第十三項までの規定による通知を行う場合においては、地方公務員共済組合連合会、指定法人及び国民健康保険団体連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これらを經由して当該通知を行うものとする。

16] 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項から第十三項までの規定による通知に係る事務を行わせるものとする。

17] 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

○ 介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金を定める件【平成二十八年八月一日施行（予定）】

※ 今後の条文審査の過程で変更があり得るものである。

○ 厚生労働省告示第 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金

一頁

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

五 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金、遺族年金、寡婦年金、遺児年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

六 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

八 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による

改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十二 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害年

金、遺族年金及び通算遺族年金

十四 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十五 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

○ 介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金を定める件【平成二十八年八月一日施行（予定）】

※ 今後の条文審査の過程で変更があり得るものである。

○ 厚生労働省告示第 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金

一頁

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

五 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金、遺族年金、寡婦年金、遺児年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

六 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

八 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による

改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十二 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害及び死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による障害年

金、遺族年金及び通算遺族年金

十四 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十五 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

事 務 連 絡
平成 2 8 年 2 月 2 2 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度における各種支援他制度の活用について

日頃より生活困窮者自立支援制度の施行にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の状態像に応じた包括的な支援を行うに当たっては、生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、他の関係法令等に基づく支援を適切に活用することが重要です。こうした趣旨については、平成 2 7 年 3 月 2 7 日付け事務連絡「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」により、関係制度ごとに、連携方法等についてお示ししているところです。

今般、特に家計収支の改善等に役立てることができる関係制度について、別添のとおり情報提供しますので、自立相談支援事業の実施主体において活用していただくよう、お願いします。支援プランを作成する場合には、こうした制度活用も盛り込むことが可能です。

なお、内容については、各制度所管部局（1 について厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課及び高齢者医療課並びに老健局介護保険計画課、2 及び 3 について同年金局事業管理課、4 について同障害保健福祉部企画課、障害福祉課及び精神・障害保健課、5 について国土交通省住宅局安心居住推進課）と調整済みのものであることを申し添えます。

担当：生活困窮者自立支援室
室長補佐 渡邊（内線 2232）
係長 佐藤（内線 2874）

(別添)

1 医療費・介護費の自己負担について

(1) 高額療養費制度

高額療養費制度は、健康保険法（大正11年法律第70号）第115条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第84条等に基づき、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の上限を設ける仕組みである。

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の窓口で支払った額（保険適用される診療に対して支払った自己負担額をいい、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。以下「一部負担金」という。）が暦月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を保険者が支給する制度であり、最終的な自己負担額となる毎月の負担の上限額は、加入者が70歳以上であるかどうかや、所得水準等によって定められている。

※ 表中の「医療費」は保険者負担分・自己負担分を含めたいわゆる10割の医療費を指す。

<70歳以上の者>

所得区分		上限額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 (月収28万円以上などの窓口負担3割の者)		44,400円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% (多数回該当：44,400円)
一般		12,000円	44,400円
低所得者(住民税非課税の者)	Ⅱ(Ⅰ以外の者)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(世帯全員が年金収入80万円以下であってその他の所得がない者や、老齢福祉年金受給者など)		15,000円

< 70歳未満の者 >

※合算できる医療費は、同一加入者の同一月・同一保険医療機関等における自己負担額が 21,000 円以上である医療費のみ。

所得区分	上限額
年収約 1,160 万円～の者 健保：標準報酬月額 83 万円以上の者 国保：年間所得 901 万円超の者	252,600 円＋ (医療費－842,000 円) × 1 % (多数回該当：140,100 円)
年収約 770～約 1,160 万円の者 健保：標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満の者 国保：年間所得 600 万円超 901 万円以下の者	167,600 円＋ (医療費－558,000 円) × 1 % (多数回該当：93,000 円)
年収約 370～約 770 万円の者 健保：標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満の者 国保：年間所得 210 万円超 600 万円以下の者	80,100 円＋ (医療費－267,000 円) × 1 % (多数回該当：44,400 円)
～年収約 370 万円の者 健保：標準報酬月額 28 万円未満の者 国保：年間所得 210 万円以下の者	57,600 円 (多数回該当：44,400 円)
住民税非課税の者	35,400 円 (多数回該当：24,600 円)

また、

- ① 一人の一部負担金だけでは負担上限額に至らない場合でも、同一月における同じ世帯の者（同じ医療保険に加入している場合に限る）の一部負担金を合算することが可能（世帯合算）な場合があり、
- ② 直近 12 ヶ月間（当月を含む。）において、高額療養費の支給が 4 回目以上になる場合は、その月の負担の上限額を上表「多数回該当」とおりさらに引き下げ（70歳以上の「一般」・「低所得者」の区分には適用なし）、
- ③ 入院時など、一部負担金が大きくなりがちな場合については、事後の払い戻しではなく、あらかじめ窓口での支払額を負担上限額にとどめることも可能（加入する医療保険の保険者から事前に限度額適用認定証等の発行を受けることが必要）、

といったきめ細かな仕組みとなっている。

保険医療機関等の受診・窓口負担の状況から高額療養費制度が利用できる場合は、本人に対して保険者から勧奨通知が郵送される等、既に各保険者において制度周知や申請勧奨がなされているが、未申請であるケースも想定される。高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、原則、診療を受けた月の翌月の初日から二年であり、この時効にかかっていない高額療養費であれば過去にさかのぼって支給申請することができる。こうした申請可能な高額療養費の有無については、各保険者に照会することにより確認することができる。

自立相談支援機関に相談のあった生活困窮者から医療費負担が大きいといった訴え等がある場合、高額療養費の支給申請ができるにもかかわらずなされていないとも考えられるケースについては、本人が保険者への照会を行い申請可能なものが判明すれば当該制度の利用が可能となるため、自立相談支援機関においてその援助を行うことができる。この点、自立相談支援機関の従事者が本人に代わって照会することができるかどうかは、保険者の個人情報保護の取扱いによるため、自立相談支援機関においては本人の照会を援助することが一般的な支援として考えられる。

(2) 高額介護（予防）サービス費

高額介護（予防）サービス費は、介護保険法（平成9年法律第123号）第51条又は第61条に基づき、家計に対する介護費の月々の自己負担が過重なものとならないよう、介護費の月々の自己負担に一定の上限を設ける仕組みである。

利用者の自己負担額が暦月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度であり、最終的な自己負担額となる毎月の負担の上限額は利用者の所得水準によって定められている。

なお、支給対象となる自己負担額には①福祉用具購入費及び住宅改修費の定率負担、②区分支給限度基準額を超えて利用した分、③食費、居住費（滞在費）、日常生活費を含まない。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	市町村民税世帯非課税で（公的年金収入金額＋合計所得金額）が80万円以下	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	市町村民税世帯非課税 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	第1～3段階及び第5段階に該当しない者	世帯37,200円
第5段階	世帯内の第1号被保険者の課税所得が145万円であり、かつ、世帯内の第1号被保険者の収入が合計520万円（第1号被保険者が一人のみの場合は383万円）以上である場合	世帯44,400円

支給実務については自治体ごとに異なるが、一般的には、市町村の介護保険担当において、高額介護サービス費が算定された対象者に申請書を郵送し、初回申請がなされれば二回目以降は申請手続不要とする等の配慮がなされているところである。

介護サービスの利用状況から高額介護（予防）サービス費制度が利用できる場合は、本人に対して保険者から勧奨通知が郵送される等、既に各保険者において制度周知や申請勧奨がなされているが、未申請であるケースも想定される。高額介護サービス費についても、支給を受ける権利の消滅時効は介護サービス利用月の翌月の初日から二年であり、この時効にかかっていないものであれば過去にさかのぼって支給申請することができ、該当する高額介護サービス費の有無については、当該自治体の介護保険担当に照会することにより確認することができる。これらについて、(1)と同様に、自立相談支援機関において本人が照会する際の援助を行うことができる。

自立相談支援機関に相談のあった生活困窮者から介護費負担が大きいといった訴え等がある場合、高額介護サービス費の支給申請ができるにもかかわらずなされていないとも考えられるケースについては、当該自治体の介護保険担当に確認し申請可能なものが判明すれば、当該制度の利用が可能となるため、自立相談支援機関においてその援助を行うことができる。

なお、本制度は、保険料滞納者で給付制限を受け、自己負担割合が3割となっている者には適用されない。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって重複して生じている世帯について、(1)・(2)のような負担軽減があってもなお重い負担が残る場合に、なお残る医療保険と介護保険の一年間の自己負担額の合算額について上限を設け、さらに負担軽減を図る制度である。世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月からの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し（※双方の負担がある必要）、上限額を超えた場合にその超えた額が支給される。上限額は、加入者の所得水準等によって定められている。

なお、支給対象となる自己負担額の範囲は(1)・(2)と同様であり、食費、居住費、差額ベッド代、福祉用具購入費等を含まない。

< 70歳以上の者 >

所得区分		上限額
現役並み所得者（月収 28 万円以上などの窓口負担 3 割の者）		67 万円
一般		56 万円
低所得者 （住民税非課税 の者）	Ⅱ（Ⅰ以外の者）	31 万円
	Ⅰ（世帯全員が年金収入 80 万円以下であって その他の所得がない者や、老齢福祉年金受給者 など）	19 万円

< 70歳未満の者 >

※合算できる医療費は、同一加入者の同一月・同一保険医療機関等における自己負担額が 21,000 円以上である医療費のみ。

所得区分	上限額
年収約 1,160 万円～の者 健保：標準報酬月額 83 万円以上の者 国保：年間所得 901 万円超の者	212 万円
年収約 770～約 1,160 万円の者 健保：標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満の者 国保：年間所得 600 万円超 901 万円以下の者	141 万円
年収約 370～約 770 万円の者 健保：標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満の者 国保：年間所得 210 万円超 600 万円以下の者	67 万円
～年収約 370 万円の者 健保：標準報酬月額 28 万円未満の者 国保：年間所得 210 万円以下の者	60 万円
住民税非課税の者	34 万円

支給実務については自治体ごとに異なるが、一般的には、

- ・ 国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、市町村の国民健康保険・後期高齢者医療制度の担当に申請、
- ・ 協会けんぽなど被用者保険の被保険者の場合は、市町村の介護保険担当において自己負担額証明書の交付を受けた上で、医療保険の保険者に対して申請、となっている。保険者ごとに自立相談支援機関に相談のあった生活困窮者から、医療費・介護費の負担が大きいといった訴えがある場合には、上記担当にそれぞれ確認し申請可能なものが判明すれば、当該制度の利用が可能となる。なお、高額医療・高額介護合算療養費の、支給を受ける権利の消滅時効は、原則、計算期間（8月からの1年間）の末日の翌日から二年であり、この時効にかかっていないものであれば、過去にさかのぼって支給申請することができ、該当す

る高額医療・高額介護合算療養費の有無について上記各担当に照会することにより確認することができる。これらについて、(1)と同様に、自立相談支援機関において本人が照会する際の援助を行うことができる。

2 国民年金保険料について

国民年金第1号被保険者は保険料を毎月納める必要があるが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しい場合は、国民年金保険料免除・納付猶予制度の手続をすることが可能である。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときや死亡したとき、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格を確保することができる。

保険料免除制度は、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類の免除があるほか、学生の場合は学生納付特例制度、30歳未満の者については納付猶予制度（平成28年7月から50歳未満の者に対象者を拡大）がある。申請先は市町村の国民年金担当窓口である。

保険料免除になった期間は、年金の受給資格期間（25年間（平成29年4月以降は10年間に短縮））に算入され、老後に年金を受け取る際に国庫負担分（現在は2分の1）を受け取ることができる（免除手続をせず未納となった場合は受け取れない）。

学生納付特例・納付猶予制度は、受給資格期間には算入されるが、年金額には反映されない。

自立相談支援機関に相談のあった生活困窮者から、国民年金保険料が未納となっているといった訴えがある場合は、万一の事故に備え、未納のままにせず、「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」（平成27年3月27日付社援地発0327第6号）において示しているとおおり、当該免除・納付猶予制度の手続を積極的に促すことにより、将来の年金受給権を確保し、生活困窮の予防につなげることが可能である。

3 障害年金について

(1) 障害年金の概要

障害年金は、病気やけがなどによって障害の状態になったとき、生活を支えるものとして支給される年金である。「障害の状態」とは、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、精神疾患などの障害だけでなく、がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患により、長期療養が必要で仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったときなども含まれる。また、障害年金の支給は、障害者手帳の交付を受けていない場合や、現役世代であっても受けることが可能である。

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があり、障害の原因となった病気やけがについて初めて病院を

受診した日（初診日）に、どの年金制度に加入していたかにより、受給できる障害年金の種類が異なる。障害年金の支給を受けるためには、初診日の前日において保険料の納付要件を満たしている必要があるが、20歳前に初診日がある場合は、保険料の納付要件はない。支給額については、障害等級や配偶者の有無、子どもの人数などにより異なる。

（2）相談の方法

障害年金の支給を受けるには、本人又は家族による年金の支給申請の手続が必要となるが、その前に日本年金機構の「ねんきんダイヤル」（ナビダイヤル0570-05-1165）や年金事務所等での相談が可能である。自立相談支援機関において、相談者の状況から障害年金が受給できる可能性があると判断されるケースについては、まずこうした相談機関を活用して受給の目途の有無を確認する。

主な相談内容別の相談先や、相談時に必要な書類などは下記のとおりである。

	一般的な内容に関する 質問がある場合	個別具体的な内容に関する 質問がある場合
相談先	ねんきんダイヤル	年金事務所、街角の年金相談センター、 市区町村（障害基礎年金に限る）
相談内容 聴取内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金を申請する 方の基本的な要件 ・相談窓口の設置場所 や問い合わせ先 ・相談に際して持参す べき必要書類 など	<ul style="list-style-type: none"> ・発病から相談に至るまでの病歴 ・障害の原因となった傷病に係る初診日 ・障害の程度 ・配偶者や子の有無 など
必要書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事実関係を確認できる資料 <p>【自立相談支援機関の職員及び受給権者 本人が窓口に行く場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員及び受給権者の本人確認がで きる書類（運転免許証、住基カードなど。 以下同じ。） <p>【本人が直接赴くことが困難であり、自 立相談支援機関の職員が本人に代わって 窓口に行く場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員の本人確認ができる書類 ・本人が交付した委任状 ・本人が来訪することが困難であると認 められる書類（障害者手帳など）

支給申請に当たっては、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位、配偶者の有無などによって添付書類が異なるため、相談の際に確認することが必要である。こうした資料、書類等の準備について、自立相談支援機関が申請援助を行うことにより、受給につなげることが可能である。

なお、支給申請（年金請求書の提出）後、日本年金機構で障害の状態の認定や障害年金の決定が行われ、支給が決定した方には、日本年金機構から、年金決定通知書と年金証書が送付され、その後1～2か月で障害年金の支払いが開始されることとなる。

※なお、年金に関する相談・手続の窓口については、日本年金機構のホームペ

ージで案内している。

(<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

4 障害者手帳について

障害保健福祉施策との連携については、「生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について（通知）」（平成27年3月27日付社援地発0327第3号、障企発0327第4号、障障発0327第1号、障精発0327第3号）により、基本的な考え方等を示したところである。本通知では、支援に当たっては本人の意向を中心に適切なアセスメントを実施し、障害のある可能性が疑われる場合には障害保健福祉施策に適切につなぐことが必要であるとしている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービスや自立支援医療による医療費助成、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別障害者手当等の支給については、障害者手帳の交付の有無にかかわらず、当該サービス等の対象となる障害者等であれば受けることができるものである（ただし、身体障害を有する18歳以上の方が、障害福祉サービスや自立支援医療の対象となるためには、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要となる。）。一方で、障害者手帳を取得することにより、公共料金等の割引や税金の控除・減免等のサービスが受けられる場合がある。これについては、NHK受信料の減免等全国的に行われているサービスと、地域・事業者によって行われているサービスがあるが、各自立相談支援機関において各自治体の障害保健福祉担当に確認する等により把握することができる。

なお、障害者手帳には、①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳、の3種類があるので下表を参考にされたい。

	①身体障害者手帳	②療育手帳	③精神障害者保健福祉手帳
交付者	都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長	都道府県知事、指定都市市長	都道府県知事、指定都市市長
申請先	市町村の障害保健福祉担当	都道府県、指定都市で定める窓口	市町村の障害保健福祉担当
判定・審査機関	都道府県、指定都市、中核市（身体障害者更生相談所等を含む）	児童相談所又は知的障害者更生相談所等	精神保健福祉センター

5 居住について

(1) 居住支援協議会との連携

民間賃貸住宅に居住している生活困窮者にあつては、家賃負担を軽減するために安価な住宅への転居希望を有する場合が想定される。こうしたケースについて、自立相談支援機関が民間の不動産事業者等と連携して転居先を確保していくことが考えられるが、その際には、「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」（平成27年3月27日付社援地発0327第13号、国住心第217号）（以下、「連携通知」という。）において示しているとおり居住支援協議会との連携を図ることが効果的である。

居住支援協議会は、平成27年12月18日現在で41都道府県及び12区市で設置されており、その連絡先を参考1のとおり情報提供する。国土交通省においても、市町村レベルでの設置が進むよう取組を促しているところであるが、居住支援協議会がまだ設置されていない市町村の自立相談支援機関においては当面の間、都道府県の居住支援協議会等を活用しつつ、当該市町村域内で協力してもらえる民間の不動産事業者の有無等について、情報収集に努めていきたい。自立相談支援機関からのこうした相談への協力については、国土交通省住宅局安心居住推進課から、各都道府県の住宅担当部局や各居住支援協議会へ連携通知により伝達済みである。

(2) 民間住宅を活用した低所得者等の住宅確保の取組

国土交通省においては、平成24～26年度の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」及び平成27年度からの「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」により、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅とするための空き家の改修費用補助（※）を実施してきている。

※ 平成27年度の補助事業としては、入居対象者を一定の所得水準（居住支援協議会ごとに異なるが月収21.4万円以下が一般的）以下の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であつて従前居住地が持家でない者としている。

平成26年度までの民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業においては約2.9万戸が整備されており、整備された物件は当該事業のホームページで都道府県ごとに検索できるようになっている

[\(http://www.minkan-safety-net.jp/\)](http://www.minkan-safety-net.jp/)。

また、平成27年度以降の住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業においては、整備した物件を居住支援協議会に登録することとなつており、各地域の居住支援協議会において把握しているほか、当該事業のホームページにおいても空室の有無を含め検索できるようになっている

[\(http://db.anshin-kyoju.jp/guest/\)](http://db.anshin-kyoju.jp/guest/)。なお、平成26年度までの整備物件も

平成28年6月中に当該ホームページに統合される予定である。

これらの整備物件は、家賃が比較的low額であるだけでなく、住宅確保要配慮者の入居を拒まないこととされているため、自立相談支援機関が転居先を確保するに当たって効果的に活用できると考えられる。活用にあたっては、上記ホームページに表示される物件ごとの問い合わせ先(不動産事業者)に照会する。

(3) 家賃債務保証

一般財団法人高齢者住宅財団(以下「財団」という。)においては、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで賃貸住宅への入居を支援している。具体的には、財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結した賃貸住宅に入居する対象世帯について、滞納家賃や原状回復費用等を保証するものとなっており、詳細を参考2のとおり情報提供する。

利用にあたっては、賃貸住宅の所有者(大家)と財団が基本約定を締結することが必要であるため、連帯保証人を確保できず民間の家賃債務保証も利用できない場合には、自立相談支援機関が不動産事業者や賃貸住宅所有者に対して当該保証制度を案内することが可能である。